

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、公的給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府綾部市長

## 公表日

令和8年6月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定の公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (5)物価高騰非課税世帯支援給付金の支給事務 (6)物価高対応子育て応援手当の支給事務
③システムの名称	(1)給付金支給支援システム (2)中間サーバ (3)番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号利用法第9条第1項 別表の135の項 (2)番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法 第19条第8号及び別表第135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1):福祉部社会福祉課 (2):福祉部社会福祉課、健康こども部子育て支援課 (3):健康こども部子育て支援課 (4):福祉部社会福祉課 (5):福祉部社会福祉課 (6):健康こども部子育て支援課
②所属長の役職名	(1):社会福祉課長 (2):社会福祉課長、子育て支援課長 (3):子育て支援課長 (4):社会福祉課長 (5):社会福祉課長 (6):子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 電話 0773-42-0502

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 社会福祉課 電話 0773-42-4250 健康子ども部 子育て支援課 電話 0773-42-4252 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[ <input type="radio"/> ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <input type="checkbox"/> 課題が残されている
判断の根拠	綾部市研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月7日	②事務の概要	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務	事前	こども加算分追加及び新たな給付金支給に伴う変更
令和6年3月7日	①部署	福祉保健部 社会福祉課	価格高騰重点支援給付金及び非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務:社会福祉課 非課税世帯等臨時特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給事務(こども加算分):こども支援課	事前	こども加算分追加及び新たな給付金支給に伴う変更
令和6年3月7日	②所属長の役職名	社会福祉課長	価格高騰重点支援給付金及び非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務:社会福祉課長 非課税世帯等臨時特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給事務(こども加算分):こども支援課長	事後	こども加算分追加及び新たな給付金支給に伴う変更
令和6年3月7日	連絡先	福祉保健部 社会福祉課	福祉保健部 社会福祉課 電話 0773-42-4250 福祉保健部 こども支援課 電話 0773-42-4252 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1	事後	こども加算分追加及び新たな給付金支給に伴う変更
令和6年3月7日	I 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日	令和5年12月1日	事後	こども加算分追加及び新たな給付金支給に伴う変更
令和6年4月3日	I 7.請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 電話 0773-42-3280	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 電話 0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	I 8.連絡先	福祉保健部 社会福祉課 電話 0773-42-4250 福祉保健部 こども支援課 電話 0773-42-4252 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1	福祉部 社会福祉課 電話 0773-42-4250 健康こども部 子育て支援課 電話 0773-42-4252 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1	事後	機構改革による変更
令和6年4月3日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月3日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月2日	I 1.②事務の概要	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	事後	
令和6年9月2日	I 3.法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下番号法)第9条第1項 別表第一の101の項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	(1)番号利用法第9条第1項 別表の135の項 (2)番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条	事後	
令和6年9月2日	I 4.②法令上の根拠	・番号法 第19条第1項第8号および別表第2の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	・番号利用法 第19条第8号及び別表第135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項	事後	
令和6年9月2日	I 5.①部署	価格高騰重点支援給付金及び非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務:社会福祉課 非課税世帯等臨時特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給事務(こども加算分):こども支援課	(1):社会福祉課 (2):社会福祉課、子育て支援課 (3):子育て支援課 (4):社会福祉課	事後	
令和6年9月2日	I 5.②所属長の役職名	価格高騰重点支援給付金及び非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務:社会福祉課長 非課税世帯等臨時特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給事務(こども加算分):こども支援課長	(1):社会福祉課長 (2):社会福祉課長、子育て支援課長 (3):子育て支援課長 (4):社会福祉課長	事後	
令和6年9月2日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年9月2日時点	事後	
令和6年9月2日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年9月2日時点	事後	
令和6年9月2日	I 8.連絡先	健康こども部 こども支援課 電話 0773-42-4252	健康こども部 子育て支援課 電話 0773-42-4252	事後	
令和7年2月3日	I 1.②事務の概要	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (5)価格高騰非課税世帯支援給付金の支給事務	事前	新たな給付金支給に伴う変更
令和7年2月3日	I 5.①部署	(1):社会福祉課 (2):社会福祉課、子育て支援課 (3):子育て支援課 (4):社会福祉課	(1):社会福祉課 (2):社会福祉課、子育て支援課 (3):子育て支援課 (4):社会福祉課 (5):社会福祉課	事前	新たな給付金支給に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月3日	I 5.②所属長の役職名	(1):社会福祉課長 (2):社会福祉課長、子育て支援課長 (3):子育て支援課長 (4):社会福祉課長	(1):社会福祉課 (2):社会福祉課、子育て支援課 (3):子育て支援課 (4):社会福祉課 (5):社会福祉課長	事前	新たな給付金支給に伴う変更
令和7年2月3日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年9月2日時点	令和6年12月13日時点	事前	新たな給付金支給に伴う変更
令和7年2月3日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年9月2日時点	令和6年12月13日時点	事前	新たな給付金支給に伴う変更
令和7年5月7日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月7日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月7日	IV 8.人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業員に対する教育・啓発	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV 11.当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV 11.判断の根拠		綾都市研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	新様式で追加された項目
令和7年12月10日	I 1.②事務の概要	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (5)物価高騰非課税世帯支援給付金の支給事務	(1)価格高騰重点支援給付金の支給事務 (2)非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 (3)住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)の支給事務 (4)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (5)物価高騰非課税世帯支援給付金の支給事務 (6)物価高対応子育て応援手当の支給事務	事前	新たな手当支給に伴う変更
令和7年12月10日	I 5.①部署	(1):社会福祉課 (2):社会福祉課、子育て支援課 (3):子育て支援課 (4):社会福祉課 (5):社会福祉課	(1):社会福祉課 (2):社会福祉課、子育て支援課 (3):子育て支援課 (4):社会福祉課 (5):社会福祉課 (6):子育て支援課	事前	新たな手当支給に伴う変更
令和7年12月10日	I 5.②所属長の役職名	(1):社会福祉課長 (2):社会福祉課長、子育て支援課長 (3):子育て支援課長 (4):社会福祉課長 (5):社会福祉課	(1):社会福祉課長 (2):社会福祉課長、子育て支援課長 (3):子育て支援課長 (4):社会福祉課長 (5):社会福祉課 (6):子育て支援課長	事前	新たな手当支給に伴う変更
令和7年12月10日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和7年9月30日時点	事前	新たな手当支給に伴う変更
令和7年12月10日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和7年9月30日時点	事前	新たな手当支給に伴う変更
令和8年6月26日	II 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和7年9月30日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年6月26日	II 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年9月30日時点	令和8年4月1日時点	事後	